

専門実践教育訓練給付金制度のご案内

(期限内にハローワークでの手続きが必要です。必ずご確認をお願い致します。)

【指定の学科コース】※専門実践教育訓練給付金 指定講座

・会計研究科 会計専攻 (指定番号:48135-161001-5)

「専門実践教育訓練給付金制度」は厚生労働省の支援制度であり、大原学園が行なっている制度とは異なります。希望者は、下記関連リンクをご確認いただき、所定の期限内に全ての申請手続きをご自身で行なうこととなりますのでご注意ください。

《関連リンク：厚生労働省》

- ・専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000499884.pdf>

- ・専門実践教育訓練給付金に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>

専門実践教育訓練給付金制度を活用される場合、対象者が入学1ヶ月前までにハローワークにて受給資格確認手続きを行なうことが必要です。

入学をご検討中の方は、ご自身で該当の有無を確認のうえ、入学前の **2月末までに住所管轄のハローワークにて手続き**を行なってくださいますようお願い致します。

※在職者の場合も、2020年4月入学の方より訓練前にキャリアコンサルティングを受けることが必要になりました。詳しくはハローワークへご確認ください。

【対象者】

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上）ある方。

また、現在離職中の方は、離職後1年以内であることも条件となります。

※被保険者期間が途中で中断していたり、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合には注意が必要ですので、必ず住所管轄のハローワークにてご確認ください。

【受給資格確認方法】

住所管轄又は勤務地管轄のハローワーク（公共職業安定所）で確認できます。

※身分証明書と印鑑をご持参ください。

※申請手続きを行なうには、ハローワークに相談しキャリアコンサルティングを受ける必要があります。

詳細は住所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

【手続き期限】

入学1ヶ月前（2月末）まで

【給付金支給】

(受講中) 学費の50% (年間上限 40万円 / 2年間上限 80万円)

(終了後) 学費の20% (上限 32万円)

※給付金支給には条件があります。

※10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度となります。

※さらに一定の条件を満たす場合には「教育訓練支援給付金」もごございます。